

〔最高裁判事例研究 四二四〕

平成二一三（民集六三卷六号一二二七頁）

債権差押命令の申立書には請求債権中の遅延損害金につき申立日までの確定金額を記載させる執行裁判所の取扱いに従って上記命令の申立てをした債権者が受けることのできる配当額の計算の基礎とすべき債権額

配当異議事件（平成二二年七月一四日最高裁第三小法廷判決）

〔事実〕

本件は、同一の債務者Aに対して債務名義を有するXとYを含む債権者七名がAの宝塚市に対する損害賠償債権を競合して差し押さえたところ、第三債務者である宝塚市が民事執行法一五六条二項にもとづき差押債権全額相当額を供託したことにより開始された配当手続きにおいて、X、Yとも差押命令の申立てに際しては元本債権に対する遅延損害金に係る部分である附帯債権の終期を当該申立日までに限定していたが、配当にあたってXは債権計算書に申立日から配当期日ま

での附帯債権額を加算していたのに対して執行裁判所がこの加算額を除外した配当表（以下「本件配当表」という。）を作成したため、Xが本件配当表の変更を求めて提起した配当異議訴訟である。

記録によれば、事実関係の概要は以下の通りである。

Aは、宝塚市を被告として違法な仮処分命令の申立てなどを理由とする損害賠償を求めて訴えを提起し、宝塚市に対して二億七八三万円およびこれに対する平成九年九月一〇日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払うことを命じる判決が確定した（この債権を以下「本件損害賠償債権」という。）。

Bは大阪地裁に対し、Aを債務者、宝塚市を第三債務者とし、請求債権を以下のA、イ、ウとし、差押債権を本件損害賠償債権のうち請求債権の金額に満つるまでの部分とする債権差押命令をそれぞれ以下の日に申し立て、同命令が発令された。

ア 申立日、平成一六年二月二三日、発令日、同月二四日。
五五一〇万八三二六円（このうち損害金は一二九八万四五

九円(平成一四年九月一日から平成一六年二月二三日まで年二一・九%の割合)

イ 申立日、平成一七年三月三〇日、発令日、同月三一日。七三九六万七三九三円(このうち損害金は四〇三万三二一円(平成一六年一二月一六日から平成一七年三月三〇日まで年二一・九%の割合)

ウ 申立日、平成一七年五月一三日、発令日、同月一七日。四六三〇万九三〇四円(このうち損害金は三九万七三三〇円(平成一七年四月二九日から平成一七年五月一三日まで年二一・九%の割合)

Xは、その後、上記アからウまでの差押債権者の地位をBから承継した。

また、Xは、平成一七年一二月二一日、大阪地裁に対してAを債務者、宝塚市を第三債務者とし、請求債権を七八六万四二二〇円(このうち損害金は五万四〇〇〇円(平成一七年一二月一〇日から平成一七年一二月二一日まで年二一・九%の割合)、差押債権を本件損害賠償債権のうち上記請求債権の金額に満つるまでの部分とする債権差押命令を申し立て、同日、同命令が発令された(以下の各債権差押命令の申立てを「本件各申立て」といい、本件各申立てにもとづく各債権差押命令を「本件各差押命令」という。)

上記の各債務名義は、元金およびこれに対する支払済みまでの遅延損害金の支払いを内容とするものであったが、執行

裁判所では第三債務者が遅延損害金の額を計算する負担を負うことのないように、債権差押命令の申立書には請求債権中の遅延損害金につき申立日までの確定金額を記載させる取扱い(以下「本件取扱い」という。)をしていたことから、BおよびXは、本件各申立てにおいても本件取扱いに従って、請求債権中の遅延損害金を本件各申立てのされた日(以下「本件各申立日」という。)までの確定金額としていた。

債権者であるXおよびYを含む七名の間で本件損害賠償債権に対する差押えの競合が生じ、第三債務者である宝塚市が、民事執行法一五六条二項にもとづいて本件損害賠償債権の全額である四億八六九三万八一〇四円を供託したことから配当手続きが実施されることになり、配当期日が指定された。

Xは、本件各差押命令における附帯債権の額についていずれも本件配当期日までの遅延損害金に相当する以下の額を記載した各計算書(以下「本件各計算書」という。)を提出した。

上記債権Aの損害金として、四〇〇五万六〇〇〇円(平成一四年九月一日から平成一九年三月二八日まで年二一・九%の割合)。

上記債権イの損害金として、三一九八万七二〇〇円(平成一六年一二月一六日から平成一九年三月二八日まで年二一・九%の割合)。

上記ウの損害金として、一八五一万六五一〇円(平成一七

年四月二十九日から平成一九年三月二十八日まで年二・九%の割合)。

しかし、執行裁判所は、本件取扱いに従って債権差押命令の申立てをした債権者が配当手続きにおいて配当期日までの遅延損害金の額を記載した計算書を提出した場合であっても、申立日の翌日から配当期日までの遅延損害金の額についてはこれを配当額の計算の基礎となる債権額に加えないで上記債権者の配当額を計算する運用をしていたため、同裁判所書記官はXの配当額について、本件各申立日の翌日から配当期日までの遅延損害金の額を配当額の計算の基礎となる債権額に加えない配当表を作成した。

これについてXは、本件取扱いに従って請求債権中の遅延損害金を本件各申立日までの確定金額としていても、本件損害賠償債権に対する差押えの競合が生じ、本件各申立日の翌日から本件配当期日までの遅延損害金の額を加えた本件各計算書を提出したのであるから請求債権額を拡張することができ、上記遅延損害金の額を配当額の計算の基礎となる債権額に加えて計算された金額の配当を受けることが認められるべきであると主張し、本件配当表記載のXの債権額および配当額について配当異議の申出をし、Yほか五名の債権者を被告として配当異議の訴えを提起した。また、Yも配当異議の申出をして、Xほか五名の債権者を被告として配当異議の訴えを提起している(ただし、Yの主張は、宝塚市の供託金中に

Yに支払われるべき部分があることを理由とするものであり、その理由はXの主張とは異なる)。

第一審は、差押えの競合により配当手続きが行われる場合には民事執行規則一四五条により同規則六〇条が準用されており、「配当期日等までの利息その他の附帯の債権の額」を記載した計算書を執行裁判所に提出することになっていること、実質的にも、配当期日までの遅延損害金額を計算の基礎に置くと債権差押えから配当期日までの期間が長期化することにより債権回収の実があらなくなることで、後れて債権差押えの申立てをした者の附帯請求の終期が遅くなることによる不公平を防ぐことができること、Xは債権差押申立時には本件運用に従って附帯債権の額を申立時までに限定して表示したものであると認められ、当該附帯債権を確定的に限定する意思であったとはいえないことを理由にXの主張を認め、配当表記載のYの配当額を減額してXの配当額を増額する配当表の変更を一部認めた。

Yが控訴を提起したのに対し、原審は、⁽²⁾債権執行実務において附帯請求について請求債権額の拡張を認めない取扱いが定着していること、同順位の債権者が競合する場合に請求債権額の拡張を認めれば配当の基礎となる請求債権額が大きくなり、請求債権額を拡張した債権者に対する現実の配当額が増加する可能性はあるが、他の債権者も同様の請求債権額を拡張した場合には必ず配当額が増額するとは限らないため、

必ずしも債権者の利益になるとは言い難いこと、むしろ一部の債権者のみに請求債権額の拡張を認めると、実務の取扱いに従った他の競合債権者との間に不公平が生ずることなどを理由としてXの主張を認めず、第一審判決を取り消してXの請求を棄却した。

Xがこれを不服として上告受理を申し立てたところこれが認められ、最高裁が判断を示したのが本件判決である。

〔判旨〕

最高裁判所第三小法廷は、以下の理由により、裁判官全員一致の意見で原判決を破棄して自判し、第一審判決に対するYの控訴を棄却した。

「金銭債権に対する強制執行は、本来債務者に弁済すれば足りた第三債務者に対して、差押えによって、債務者への弁済を禁じ、差押債権者への弁済又は供託をする等の義務を課すものであるから（民事執行法一四五条、一四七条、一五五条、一五六条参照）、手続上、第三債務者の負担にも配慮がされなければならない。債権差押命令の申立書に記載する請求債権中の遅延損害金を申立日までの確定金額とすることを求める本件取扱い、法令上の根拠に基づくものではないが、請求債権の金額を確定することによって、第三債務者自らが請求債権中の遅延損害金の金額を計算しなければ、差押債権者の取立てに必ずしき金額が分らないという事態が生ずる

ことのないようにするための配慮として、合理性を有するものというべきである。そして、元金及びこれに対する支払済みまでの遅延損害金の支払内容とする債務名義を有する債権者は、本来、請求債権中の遅延損害金を元金の支払済みまでとする債権差押命令の発令を求めることができ、差押えが競合するなどして、配当手続が実施されるに至ったときには、計算書提出の有無を問わず、債務名義の金額に基づいて、配当期日までの遅延損害金の額を配当額の計算の基礎となる債権額に加えて計算された金額の配当（以下「債務名義の金額に基づく配当」という。）を受けることができるのであるから（同法一六六条二項、八五条一項、二項）、本件取扱いに従って債権差押命令の申立てをした債権者は、第三債務者の負担について上記のような配慮をする限度で、請求債権中の遅延損害金を申立日までの確定金額とすることを受入れたものと解される。

そうすると、本件取扱いに従って債権差押命令の申立てをした債権者であっても、差押えが競合したために第三債務者が差押債権の金額に相当する金銭を供託し（同法一五六条二項）、供託金について配当手続が実施される場合（同法一六六条一項一号）には、もはや第三債務者の負担に配慮する必要はないのであるから、通常は、債務名義の金額に基づく配当を求める意思を有していると解するのが相当である。

したがって、本件取扱いに従って債権差押命令の申立てを

した債権者については、計算書で請求債権中の遅延損害金を申立日までの確定金額として配当を受けることを求める意思を明らかにしたなどの特段の事情のない限り、配当手続において、債務名義の金額に基づく配当を求める意思を有するものとして取り扱われるべきであり、計算書提出の有無を問わず、債務名義の金額に基づく配当を受けることができるというべきである。」

〔評 釈〕

判旨に賛成する。

一 問題の所在および本判決の意義

本件は、XおよびYを含む七名を債権者、Aを債務者、宝塚市を第三債務者とする配当等手続事件について作成された配当表（以下「本件配当表」という。）について、Xがその変更を求めた配当異議事件である。

この問題の検討にあたっては、第一に、附帯債権についても民執法三〇条一項が適用されるかどうか、すなわち附帯債権のうち申立時以降の期限未到来の部分を請求債権とすることがそもそも認められるかどうかを検討しなければならない。この第一点を肯定した場合には、第二に、申立

てが「本件取扱い」、すなわち後述する執行実務の一般的な運用に従って債権差押命令申立書に附帯債権を申立日までの確定金額に限定して記載された場合に、配当手続において債権計算書を提出して申立後の附帯債権を請求債権に加えることができるかどうかが問題となる。

これらの点については、従来、執行実務、裁判例および学説において見解が分かれていた。本判決は上記の二点を肯定し、従来の裁判実務における一般的な取扱いに変更を求めることを最高裁がはじめて示したものであり、実務上の取扱いに大きな影響を与えるものである。

以下、まず、附帯債権のうち申立時以降の期限未到来の部分を請求債権とすることができるか、次にこれを前提として、配当手続きにおいて債権計算書により申立後の附帯債権を請求債権に付加できるかについて検討を加え、最後に本判決の射程について考察する。

二 申立時以降の期限未到来の附帯債権を請求債権とすることが認められるか

民事執行法三〇条一項は、確定期限の到来に係る請求債権に関する強制執行はその期限到来後に限って開始することが定める旨を定める。これに対して附帯債権は主として

元本債権に対する遅延損害金からなることから、附帯債権についても民執法三〇条一項が適用されるかどうか、すなわち附帯債権のうち申立時以降の期限未到来の部分を請求債権とすることがそもそも認められるかが問題となる。

本判決は附帯債権について配当期日までの遅延損害金の額を配当額の計算の基礎となる債権額に加えて計算することを認める。このことから本判決は、その前提として申立時以降の期限未到来の遅延損害金を請求債権とすることを認めていると解される。

この点について旧民訴法強制執行編下の実務においては、利息、損害金などの附帯債権を申請時までのものに限る運用がなされる場合があったとのことである。⁽³⁾しかし現行民事執行法下の裁判例は、申立時以降の期限未到来の部分を請求債権とすることを一般に認める。たとえば広島高決昭和六三年一月一四日は、附帯請求について強制執行の開始を求められないと解すべき根拠が法令上なく、これを認めることが附帯請求の性質にも合致し、執行経済にも資すること、民事執行規則一四五条が準用する同六〇条が、配当手続きにおいて強制執行申立後の附帯請求の補充を認めていることを根拠としてこれを認める。また、福岡高決平成

八年四月一九日⁽⁵⁾は、民事執行法三〇条一項の趣旨を「強制執行制度が即時に請求を強制的に実現する制度であることから当然に要請されることを明らかにしたものであり、この要請は、基本たる請求について充たされていれば足り、基本たる請求債権が履行期にある以上、これに附帯する遅延損害金で強制執行申立後に期限が到来するものについてまで絶対的に必要とする趣旨と解することはできない」とする。通説的見解もまた、これらの裁判例と同様に解している。⁽⁶⁾

民事執行制度は債務名義を有する実体法上の請求の強制的実現を目的とするものであるから、これによる実体法上の権利の実現は一般に実体法が認める範囲を限度としてなされるべきであり、原則として実体法が認める以上の保護を認めることは許されない。しかし、附帯請求は基本となる債権に伴って生じるものであるから、基本債権にもとづいて執行手続きが開始された以上、附帯債権の実現についても実体法は予想しているものと考えられる。とすれば、これを請求債権としてよいと考えられる。また、これを認めないときには、債権者は附帯請求についてその発生のために別途債権差押命令を申し立てなければならぬことになるが、これは煩雑であり、訴訟経済に反する。そうであ

るならば、申立時以降の期限未到来の附帯債権も訴求債権とすることができると解すべきであり、裁判例および学説のとする見解は基本的に正当と考えられる。ただし、このように解することにより第三債務者などの利害関係人に不利益が生じる場合には、これに対する配慮が必要となる。

三 配当手続きにおいて、債権計算書により申立後の附帯債権を請求債権に追加することが認められるか

次に、本件においてXは申立ての時には執行裁判所の取扱いに従い申立時までの附帯債権を本件各申立日までの確定金額として申立てをしたが、配当手続きにおいては配当期日までの遅延損害金額を記載した債権計算書を提出している。そこで、配当手続きにおいて債権計算書により申立後の損害金額を請求債権に追加することが認められるか否かが問題となる。

1 債権計算書による追加を認めない見解

追加を否定する見解は、その根拠として、①申立時に履行期が未到来の損害金の追加を認めると、差押債権の範囲が事後的に変動していくことになるため、第三債務者が利息や損害金の支払いにあたって自ら行なわなければならない

い金額の計算に困難を生じ、不利益をこうむること、②迅速な事件処理が困難になること、③執行債権者としては配当要求の終期までに附帯請求の増加部分についての差押申立てや配当要求は可能であるから、格別の不利益はないことなどを挙げる。

本判決以前のこの点に関する裁判例は分かれているが、追加を認めないものとして、給料債権に対する強制執行に関する福岡高宮崎支決平成八年四月一九日、福岡高決平成九年六月二六日⁽⁹⁾がある。これらの決定は、第三債務者が負う債権執行手続きへの協力義務の内容および限度について、債権者と第三債務者との間に直接の法律関係がないことから差押命令により債権者が受ける利害と第三債務者が受ける危険および負担を衡平の観念に照らして定めるのが相当であるとしたうえで、履行期未到来の遅延損害金について強制執行の開始を認めると第三債務者は支払いのたびにその日までの遅延損害金の額を自己の負担において計算しなければならなくなること、特に給料債権の場合には期間が長期化することもあり得るので第三債務者に危険と煩雑さを生じさせることなどを根拠とする。また、本件の控訴審である大阪高判平成二〇年三月二七日は、債権執行実務において附帯請求についての請求債権額の拡張を認めない取

扱いが定着していること、一部の債権者のみに請求債権額の拡張を認めると実務の取扱いに従った他の競合債権者との間に不公平が生ずることなどをその根拠とする。

これまでの債権執行実務においても、拡張を否定して申立日までの確定金額に限定する取扱いが定着していたとのことである。⁽¹⁰⁾

2 債権計算書による追加を認める見解

これに対して追加を肯定する見解は、①差押えの競合による配当手続きには民事執行規則一四五条により同規則六〇条が準用されており、「配当期日等までの利息その他の附帯の債権の額」を記載した計算書を執行裁判所に提出することになっているのは追加を前提としていると解すべきこと、②追加を否定した場合、差押命令に表示された附帯請求への弁済が完了すると、その後は申立後の利息や損害金に対して弁済充当がなされる前に元本に弁済充当がなされてしまう結果、差押債権者が不利益を受けること、③債権執行でも相当長期にわたる事例もあり、その場合には否定説をとると差押債権者の利益が不当に害されること、④否定説をとると申立日以降の損害金について再執行申立てをしなければならぬことになり、債権者に無駄な負担が

生じることなどを挙げる。⁽¹¹⁾

肯定説をとる裁判例である前述した広島高決昭和六三年一月一四日は、前記②④を根拠とする。また、東京地判平成一二年一二月二七日は、申立時において附帯請求の終期を申立日までとする実務の運用の合理性を認めたとうえで、⑤否定説によると申立日以降配当期日までの附帯請求は新たな債権差押命令によることになるが、差押申立日から配当期日までが長期にわたる場合が多いことから債権者間の利率、経過期間の違いが配当額に大きな影響を与えること、⑥新たな差押命令の申立ては実効性を欠くおそれが大きいこと、⑦否定説によると後から差押命令申立てをした者の方が附帯請求の終期が遅くなるが、これは不合理であること、他方、⑧計算書による附帯請求の補充を認めたとしても、債権執行も配当段階ならば既に第三債務者によって供託された金額の分配が問題になるのであるから第三債務者の負担が増えるわけではないことを根拠とする。さらに、東京高判平成一四年四月三〇日は、⑨配当まで長期にわたる場合まで一律に申立時までの附帯債権のみを基礎とするのは、不動産執行の場合や、債権執行であっても執行裁判所による換価が予定されている場合に基本債権の支払済みまでの附帯債権を請求債権とすることを認める実務と整合

しないこと、⑩一般に、強制執行の申立てにおいて特定された請求債権を配当時までに拡張して配当などを求めることは他の債権者の利益を害するため禁反言により許されないが、債権差押えの申立てにおいて附帯債権の額を申立時までに限定して確定金額として表示することは第三債務者の負担軽減のための実務慣行に従ったものであり、債権者は当該附帯債権を確定的に限定する意思を必ずしも有していないとみるべきであるから請求債権の一部に限定した執行の申立てとみることはできないことを根拠とする。また、本件第一審は①を理由とする。

3 検討

思うに、民事執行制度は債務名義を有する実体法上の請求権の強制的実現を目的とするものであるところ、実体法上の請求権は遅延損害の賠償も含めた給付を受けることによりはじめて満足されるものである。とすれば、債権者は民事執行法上も元本完済までの間に発生した遅延損害金を含めた額について差押えの申立てをなすことができ、配当期日までの遅延損害金の額を配当額の計算の基礎に追加して配当を受けることができるのが本来の姿であり、したがって申立てを行なう債権者も本来は遅延損害金を含めた債

務名義の金額にもとづく配当を求める意思を有していると解すべきである¹⁹⁾。

ただし、債権執行においては第三債務者が執行債権者に直接弁済することが予定されていることから、執行申立時以降の附帯請求を請求債権に追加して執行を開始することを認めると第三債務者は差押債権の範囲について自ら複雑な計算をしなければならないことになり、計算間違いや過払いの危険を負う。債権執行は、本来ならば自らの債権者である債務者に弁済すれば自己の債務を免れることのできた第三債務者に対して支払いを禁じ、自ら算出した額について債権者への弁済を求めるものであるから、計算間違いや過払いの危険を何の落ち度もない第三債務者が負わされることは不当であり看過できない。この意味においては、申立書に請求債権中の遅延損害金につき申立日までの確定金額を記載させる本件取扱いは意義を有するものであるといえる。

これを前提とすると、本件取扱いに従って債権者が申立日までの確定金額を基礎とする債権差押命令の申立てをしたとしても、差押えが競合したことによって第三債務者がすでに差押債権全額相当額の供託を済ませて配当原資が確定した後は、附帯請求債権の有無や額が確定されて供託金

について配当手続きが実施されるだけであるから、これについてもはや第三債務者に計算などの危険が生じるおそれはなく、したがって第三債務者の不利益を考える必要はない。前述した肯定説の他の理由付けに加え、以上の理由から債権者の本来有している意思にもとづいて遅延損害金を含めた債務名義の金額にもとづき配当を認めるべきである。民事執行規則一四五条が同規則六〇条を準用して「配当期日等までの利息その他の附帯の債権の額」を記載した計算書の執行裁判所への提出を求めることもこれを裏付ける。本件最高裁判決もこのような見解を前提とすると考えられる。

このような考え方に対しては、まず、民事執行法の求める画一的処理の要請に反するとの批判がある。⁽¹⁵⁾ たしかに配当期日までの附帯債権の追加を認めるときには、画一的な処理が妨げられる場合が生じうることになる。しかし、差押えの競合などにより配当手続きが実施される場合には不動産の強制競売などに関する厳格な規定が準用されており（民執一六六条二項）、各債権者の配当額や順位については配当異議の申出、配当異議訴訟が認められている。このことからうかがえるように民事執行法はこの場面では画一的処理よりもむしろ公正な執行の確保の要請を重視すること

から、遅延損害金を含めた債務名義の金額にもとづき配当を認めることは民事執行法の要請に反しないものと解される。⁽¹⁶⁾

また、第三者が差押えの範囲外として差押債権を譲り受けたところ、遅延損害金が拡大して差押えの対象に含まれていた場合に、譲渡が差押債権者に対抗できない結果、第三者は譲渡を主張できない結果となるとの指摘もある⁽¹⁷⁾。たしかに譲受人の地位が不安定になることは否定できないが、これは債務を弁済しなかった債務者の地位を譲受人が譲り受けたことにもとづくものであり、かつ、その債務者に対する債務名義には本来、遅延損害金が含まれている。申立ての際に元本および遅延損害金の利率が明らかにされていることから、譲受人は譲受けの際に配当にあたつての遅延損害金の額をある程度予測できること、本判決によって附帯債権が配当期日までのものとされたことを前提とすれば、そのような債権であることを知ったうえで譲り受けた譲受人としては、負担を覚悟すべきである。

4 配当手続きにおいて債権計算書を提出しなかった差押債権者の取扱い
本判決は、本件取扱いに従って債権差押命令の申立てを

した債権者については、計算書で請求債権中の遅延損害金を申立日までの確定金額として配当を受けることを求める意思を明らかにしたなどの特段の事情のない限り、計算書提出の有無を問わず債務名義の金額にもとづく配当を受けることができる。また本件第一審は、計算書を提出せず、計算書による附帯債権の補充をしなかった場合には、本来ならば補充しないものとして取り扱うことになるが、計算書による補充をしなかったのが実務の運用に従ったものであること、計算書を提出しない者に補充を認めないことと差押債権者間に不公平が生じることを理由として、「本件に限り」債権計算書による附帯債権の補充をしていない場合でも配当計算の基礎となる金額を定めることもできるとする。肯定説をとる他の裁判例もすべて、公平の見地から計算書の提出を不要とする。

これに対しては、形式的画一的な処理を必要とする執行実務の要請、および、執行手続きにおける請求債権の額ないし範囲について債権者が自ら特定して申立てをしなければならぬことは処分権主義ないし弁論主義の原則上当然であることを理由として、債権計算書の提出を要するとする見解も主張されている。⁽¹⁸⁾ また後述のように本判決を契機として執行実務は運用を変更し、東京地方裁判所民事執行

センターは計算書提出がなくても債権者が配当期日までの遅延損害金の額を配当額の計算の基礎となる債権額に加えた金額について配当を受けることを認めたが、その場合でも債権者の意思を確認することを必要とする。⁽¹⁹⁾

前述の通り、申立てを行なう債権者の本来の意思は遅延損害金を含めた債務名義の金額にもとづく配当を求めるところにあり、ただ、申立てにあたって第三債務者の保護との調和をはかるために実務上の取扱いによりその意思が縮減されているに過ぎない。とすれば、配当手続きにおいて第三債務者の保護をはかる必要がなくなった場合には債権者の意思は本来の姿に戻ると解すべきであり、その合理的意思に従って配当を行なうことは、何ら処分権主義に反するものではない。したがって、計算書類の提出および債務者の意思の確認は不要と解すべきである。⁽²⁰⁾

四 本判決の射程と実務の運用

本判決を契機として執行実務では運用が変更され、債権者が配当期日までの遅延損害金の額を配当額の計算の基礎となる債権額に加えて計算された金額についての配当を受けることが出来ることとなったのである。⁽²¹⁾ ただし東京地方裁判所民事執行センターによる運用の変更は限定的

であり、たとえば担保権実行による債権差押命令を申し立てた債権者に対する配当手続きや、配当手続きを前提としていない弁済金交付の手続きについては本判決の射程外であるとする。

しかし思うに、本判決は申立てを行なう債権者が遅延損害金を含めた債務名義の金額にもとづく配当を求める意思を本来有していると解すべきことを重視し、これを前提として判断したものである。とすれば、この債権者の意思は担保権実行による債権差押命令を申し立てた場合における配当手続きや弁済金交付の手続きにおいても同様のものと解される。したがって、担保権実行としての債権執行および弁済金交付の手続きについても本判決の射程は及ぶものと解すべきである。⁽²²⁾

本判決については、絹川泰毅調査官による解説⁽²³⁾、名津井吉裕准教授⁽²⁴⁾、見田明夫判事⁽²⁵⁾、滝澤孝臣判事による判例批評がある。

- (1) 大阪地判堺支部平成一九年一〇月一九日金融・商事判例二二三三三三三三頁。

- (2) 大阪高判平成二〇年三月二七日金融・商事判例一三二

三二二九頁。

- (3) 執行事件実務研究会編『債権・不動産執行の実務』(法曹会、昭五三年) 三二頁以下参照。

- (4) 判例時報一二六四号六六頁。

- (5) 判例時報一六〇九号一一七頁。

- (6) 鈴木忠一ほか編『注解民事執行法第一卷』(第一法規出版、昭五九年) 五二六頁「町田顕」、石川明ほか編『注解民事執行法上巻』(青林書院、平成三年) 二七八頁「上村昭広」、中野貞一郎『民事執行法』(青林書院、増補新訂五版、平成一八年) 一四九頁、山本和彦「判批」判例評論四七〇号三八頁、綿引万里子「判批」判例タイムズ七〇六号二八四頁など。

- (7) 中野・前掲注(6) 六六〇頁、香川保一監修『注釈民事執行法第六卷』(きんざい、平成七年) 五七頁「富越和厚」、山本和彦「判批」判例評論四七〇号三九頁、上田正俊「判批」判例タイムズ一一五四号二一七頁など。なお、鈴木忠一ほか編『注解民事執行法第四卷』(第一法規出版、昭六〇年) 三八二頁「稲葉威雄」も同様の結論をとるが、被差押債権の全部を差し押さえる場合と執行債権額に満つるまでの差押えの場合を除く。

- (8) 判例時報一六〇九号一一七頁。

- (9) 判例時報一六〇九号一一七頁。

- (10) 東京地方裁判所民事執行センター実務研究会編『民事

執行の実務、債権執行編下巻』(きんざい、第二版、平成
 一九年)一一八頁、綿引・前掲注(6)二八五頁参照。
 (11) 鈴木ほか・前掲注(6)五二七頁「町田顕」、綿引・前
 掲注(6)二八五頁、川畑耕平「判批」判例評論五四四号一
 九三頁以下、塩崎勤「判批」金融法務事情一七〇三三三九
 頁以下、滝澤孝臣「本件判批」金融・商事判例一三三五号
 一〇頁、名津井吉裕「本件判批」LEX/DBインターネ
 ットTKC法律情報データベース文献番号25440954、四
 頁など。

- (12) 金融・商事判例一一一六号一九頁。
- (13) 判例時報一八三三三二〇頁。
- (14) 中野・前掲注(6)六五九頁。
- (15) 上田・前掲注(7)二二七頁。
- (16) 塩崎・前掲注(11)四一頁、名津井・前掲注(11)四頁。
- (17) 山本・前掲注(7)三九頁参照。
- (18) 塩崎・前掲注(11)四三頁。
- (19) 東京地方裁判所民事執行センター「債権配当における
 運用の変更等について―最三小判平21・7・14を踏まえ
 て―」金融法務事情一八八三三三五頁「見目明夫」。
- (20) 滝澤・前掲注(11)一四頁、名津井・前掲注(11)四頁参
 照。
- (21) 東京地方裁判所民事執行センター・前掲注(19)三四頁、
 渡邊健司「大阪地裁(本庁)における民事執行事件の概

- 況」民事法情報二八〇号二三頁参照。
- (22) 滝澤・前掲注(11)一五頁参照。
- (23) 絹川泰毅「本件解説」ジュリスト一四〇一号九〇頁以
 下。
- (24) 名津井・前掲注(11)一頁以下。
- (25) 東京地方裁判所民事執行センター・前掲注(19)三四頁
 以下。
- (26) 滝澤・前掲注(11)一〇頁以下。

河村 好彦